

# 奨学金給付規程

公益財団法人 常磐奨学会

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は定款第4条第1項の規定に基づき奨学金の給付に関し必要な事項を定め一般有為の青少年の勉学に適当な援助を与えることを目的とする。

(奨学金を給付する人員)

第2条 本会の奨学生となる者は職業訓練校、工業高等専門学校(4年次以降)または大学に在学し、学業人物とも優秀かつ健康であって学費の支弁が困難と認められる者でなければならない。

## 第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学金の資格)

第3条 奨学生の種類は次に掲げる者とする。

1. 職業訓練校奨学生
2. 工業高等専門学校奨学生
3. 大学奨学生

2 奨学金の給付を受ける者を奨学生という。

(奨学生願書の提出)

第4条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 奨学生願書
- (2) 調査書又は成績証明書 (大学在学中)
- (3) 住民票謄本
- (4) 所得証明書(生計を同一にする家族の所得を証明するもの)
- (5) 在学証明書

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、学識経験者を含む奨学生選考委員会の選考を経て、理事会の承認をもって決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学金の給付額)

第6条 奨学金の給付額は次のとおりとする。

奨学金

職業訓練校奨学生	月額	20,000 円
工業高等専門学校奨学生	月額	20,000 円
大学奨学生	月額	20,000 円

(給付の期間)

第7条 奨学金の給付期間は、1年間とする。

但し、傷病その他やむを得ない事情による休学期間は、奨学金の給付を休止する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は原則として3カ月ごとに本人に直接交付するものとする。

(異動届出)

第9条 奨学生は次に掲げる場合には理事長に届出なければならない。

1. 傷病のため4週間以上学校を欠席したとき
2. 休学、復学、転学または退学したとき
3. 学校その他より賞罰を受けたとき
4. 本人の住所その他重要な事項に異動があったとき

2 前項第1号の場合については医師の診断書を添付しなければならない。

### 第3章 奨学金の停止及び返納

(奨学金の停止)

第10条 奨学生が傷病のため修学の見込がないとき、または退学したときは奨学金の給付を停止する。

(奨学金の停止返納)

第11条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合には奨学金の給付を停止し、すでに給付した奨学金を返納させるものとする。

1. 不都合の行跡により、休学若しくは退学を命ぜられたとき、または理由なくして自ら退学したとき
2. 学業成績または操行が著しく不良となったとき
3. 出席状況が不良で就学の見込がないとき
4. その他学生として適当でない行為をしたとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

## 附 則

この規程は 2026年 1月 14日から施行する。

この規程の法人名称を2026年1月14日から公益財団法人常磐奨学会とする。

(2026年 1月 14日 第59回理事会決議、第41回評議員会決議)